

鴨川市コミュニティバスの運行に係る精神障害者割引について

1. 目的及び背景

本市コミュニティバスの運行に係る旅客運賃の障害者割引については、現在、身体障害者及び知的障害者のみを対象としているところ、平成5年の障害者基本法において、身体、知的、精神の3障害が同じ位置づけとされたこと及び平成7年に精神障害者保健福祉手帳の様式改定により、顔写真の添付の義務化がなされ本人確認が容易となったこと、さらには、国土交通省が定める一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正され、精神障害者に対する運賃の割引が明記されたことなどを踏まえて、近年、精神障害者保健福祉手帳の交付数が増加傾向である中で、交付を受けた者の自立と社会参加の促進に資するため、現行の障害者割引に新たに精神障害者割引を追加するもの。

2. 変更内容

■旅客運賃の障害者割引の対象

現行

- ・身体障害者
- ・知的障害者



変更案

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者【追加】

3. 運賃割引

- ・普通旅客運賃 5割引
- ・定期旅客運賃 3割引

4. 対象者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び介護人

5. 対象路線

鴨川市コミュニティバス 3路線6系統

6. 割引利用方法

運賃支払いの際、乗務員へ手帳を提示する。

7. 運用予定開始日

平成28年10月1日